

単価表(年間支給限度額)

○令和8年度の支給額です。

小学校費

		1年	2年	3年	4年	5年	6年
学用品費		¥11,630	¥11,630	¥11,630	¥11,630	¥11,630	¥11,630
通学用品費			¥2,270	¥2,270	¥2,270	¥2,270	¥2,270
新入学用品費		¥64,300					
校外活動費	宿泊を伴わないもの	¥1,600	¥1,600	¥1,600	¥1,600	¥1,600	¥1,600
	宿泊を伴うもの					¥3,690	
修学旅行費							実費額
給食費		¥0 (実費分のみ)	¥0 (実費分のみ)	¥0 (実費分のみ)	¥0 (実費分のみ)	¥0 (実費分のみ)	¥0 (実費分のみ)
医療費		実費分(学校保健安全法施行令第8条による病気で学校より治療の指示のあったもの)					
日本スポーツ振興センター掛金		¥460	¥460	¥460	¥460	¥460	¥460
合計		¥77,990	¥15,960	¥15,960	¥15,960	¥19,650	¥15,960

中学校費

		1年	2年	3年
学用品費		¥22,730	¥22,730	¥22,730
通学用品費			¥2,270	¥2,270
新入学用品費		¥81,000		
校外活動費	宿泊を伴わないもの	¥2,310	¥2,310	¥2,310
	宿泊を伴うもの	¥6,210		
修学旅行費				実費額
給食費		¥0 (実費分のみ)	¥0 (実費分のみ)	¥0 (実費分のみ)
医療費		実費分(学校保健安全法施行令第8条による病気で学校より治療の指示のあったもの)		
日本スポーツ振興センター掛金		¥460	¥460	¥460
合計		¥112,710	¥27,770	¥27,770

【給食費について】

令和8年度については、町立小中学校とも給食費を無償化しているため、給食費の支給はありません。

令和9年度以降については、給食費の動向に合わせて給食費を支給します。

【入学準備金について】

令和7年度に就学前児童の時、入学準備金の支給を受けた場合は小学1年生で新入学用品費を受けることはできません。

令和7年度に小学校6年生の時、入学準備金の支給を受けた場合は中学1年生で新入学用品費を受けることはできません。

※ ただし、入学準備金と新入学用品費に差額がある場合は、差額を支給します。

【医療費について】

学校から治療指示があった場合の、下記の病名に係る医療費の実費額が対象となります。

[トラコーマ・結膜炎・むし歯・中耳炎・慢性副鼻腔炎・アデノイド・寄生虫病・白癬・疥癬・膿痂疹]

なお、上記医療費の援助を受けるためには、**事前に手続きが必要です。**

- ①治療前に学校へ「学校病被患者調書」の交付を申し出て下さい。
- ②「学校病被患者調書」に必要事項を記入し、教育委員会又は学校へ申請して下さい。
- ③「医療券」が交付されます。「医療券」は教育委員会が発行するため、学校へ申請された場合は後日交付となります。)
- ④「医療券」を持参し、医療機関で受診して下さい。

医療券がないと本人負担となり援助の対象にはなりませんので、ご注意ください。